



株式会社コンヴァノ

証券コード：6574



第11回

# 定時株主総会 招集ご通知

日時 2024年6月27日（木）午前10時30分  
場所 東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビル5棟 1階  
議案 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役1名選任の件



ネイルで世界を変える

## ごあいさつ

株主・投資家の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は創業以来「新しい価値の創造と機会の拡大」という不変の理念のもと、あらゆる人々に、新しいネイルサービスの魅力を伝え、価値あるライフスタイルの創造とネイルサービスの普及に貢献するという想いを胸に、企業活動に努めてまいりました。

2023年は、人流の回復や物価上昇等、当社事業にも影響を及ぼすような外部環境の変化が続いた1年でした。そのような中、私たちは第2創業期として新たな経営体制へ移行し、過去の守りの体制から攻めの経営に転換しております。発表した第2次中期経営計画において、業績回復のための経営課題とその対応方針を明確にし、構造改革プロジェクトを推進しております。足元の課題は、ネイリストの採用進捗の遅れによる機会損失



が発生していたことにあり、サービス従業員数の確保及び教育、集客の改善が成長のキーファクターでございます。2024年には資金調達をさせていただき、計画を先行した投資の結果、業績予想の下方修正をいたしました。山積された課題が多い分、伸びしろが多くあると認識しており、これからも圧倒的ナンバーワンを目指し全社一丸となって企業価値向上に邁進する所存です。

株主・投資家の皆様におかれましては、引き続き当社へのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

上四元 絢

電子提供措置の開始日 2024年6月5日  
東京都渋谷区桜丘町22番14号

**株式会社コンヴァノ**  
代表取締役 上四元 絢

## 第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.convano.com/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」、「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）



### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6574/teiji/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「コンヴァノ」又は「コード」に当社証券コード「6574」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、議決権行使書用紙に賛、否のいずれかをご表示いただき、2024年6月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

## 記

<b>1 日 時</b>	2024年6月27日（木曜日）午前10時30分
<b>2 場 所</b>	東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルS棟 1階 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。※会場が前回と異なっておりますので、お間違えの無いようお願い申し上げます。)
<b>3 会議の目的事項</b>	<b>報告事項</b> 第11期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 <b>決議事項</b> <b>第1号議案</b> 定款一部変更の件 <b>第2号議案</b> 取締役1名選任の件

以 上

- 会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。  
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。  
① 主要な事業内容 ② 主要な営業所 ③ 新株予約権に関する事項 ④ 会計監査人に関する事項 ⑤ 業務の適正を確保するための体制及び運用状況に関する事項 ⑥ 連結持分変動計算書 ⑦ 連結注記表 ⑧ 株主資本等変動計算書 ⑨ 個別注記表  
なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載させていただきます。

**当社ウェブサイト (<https://www.convano.com/>)**



# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

事業年度における取締役の経営責任を明確化するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築することを目的としております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  (新設)  (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  附則 <u>(取締役の任期に関する経過措置)</u> 第1条 <u>定款第21条の規定にかかわらず令和5年6月28日開催の第10回(10期)定時株主総会において選任された取締役の任期は、令和7年6月開催の第12回(12期)定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>定款第21条の規定にかかわらず令和5年10月12日開催の臨時株主総会において選任された取締役の任期は、令和7年6月開催の第12回(12期)定時株主総会終結の時までとする。</u> 3 <u>定款第21条の規定にかかわらず令和6年2月7日開催の臨時株主総会において選任された取締役の任期は、令和7年6月開催の第12回(12期)定時株主総会終結の時までとする。</u> 4 本条は、前項の期日経過後これを削除する。

## 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員することとし、その選任をお願いしたいと存じます。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名	当社における地位
しらい まこと 白井 真	—

新任

社外

独立



しらい まこと  
**白井 真**

**新任** **社外** **独立**

生年月日  
1976年9月22日

所有する当社の株式数

#### 略歴、地位及び担当

2003年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）光和総合法律事務所入所  
2008年 4月 財務省 関東財務局証券取引等監視官部門 証券検査官  
2010年 4月 金融庁 証券取引等監視委員会事務局証券検査課 専門検査官  
2012年 8月 弁護士再登録（第一東京弁護士会）光和総合法律事務所 パートナー（現任）  
2016年 6月 ライト工業株式会社 社外取締役（現任）  
2018年 1月 株式会社マネースクエアホールディングス（現 株式会社マネースクエアHD）社外取締役  
2018年 7月 株式会社ビットポイントジャパン 社外監査役（現任）

#### 重要な兼職の状況

光和総合法律事務所 パートナー、ライト工業株式会社 社外取締役、株式会社ビットポイントジャパン 社外監査役

#### 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

白井真氏は、弁護士としての長年の経験及び法律の専門家として豊富な知見を有しており、複数企業の社外取締役として会社経営に対し深い見識を有しております。同氏は企業法務全般に精通しており、当社グループの経営全般に対して、独立した立場から助言・提言をいただくことで、取締役会の監督機能をさらに強化できるものと判断いたしました。同氏は社外役員となること以外の方法で経営に関与経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 白井真氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。  
3. 同氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。  
4. 同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。  
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険料については全額当社が負担しており、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、個人消費並びに設備投資の回復基調を受けて景気は緩やかに持ち直しの動きが見られました。景気の先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、政府の各種政策の効果もあり、緩やかな回復が継続していくことが期待される一方で、地政学的リスクの長期化や資源・原材料価格の上昇、世界的な金融引き締めの影響や中国経済の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの属するネイル業界におきましても、原材料の高騰などからサービス価格を見直す動向があり物価上昇による消費者の節約志向の高まりや人材獲得の競争化等により、依然として厳しい経営環境で推移しました。

このような環境下の中、当社グループは既存店舗の稼働向上のため、引き続き予約枠の適正化による機会損失の低減、顧客単価の向上施策に注力している一方で、従業員の待遇改善や人員不足解消に向けた積極的な採用教育活動の実施など、将来に向けた投資などで費用が増大したことにより、当連結会計年度は赤字となりました。

店舗展開ではファストネイルブランドにて、4月にららぽーと門真店（大阪府門真市）とジ・アウトレット湘南平塚店（神奈川県平塚市）、7月に博多マルイ店（福岡県福岡市）の直営3店舗を新規出店し、6月には大宮店（さいたま市大宮区）を移転し、駅直結のクークンシティさいたま新都心店としてオープンしました。また、4月にはフレんテ笹塚店（東京都渋谷区）を商業施設の改装に伴い、リニューアルオープンしました。ファストネイル・ロコモデルのフランチャイズ展開では、静岡県に1店舗を新規出店、7月に大名店（福岡県）が移転し、志免店としてオープンしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上収益は2,589百万円（前連結会計年度比11.1%増）、営業損失は59百万円（前連結会計年度は36百万円の営業損失）、税引前損失は70百万円（前連結会計年度は43百万円の税引前損失）、親会社の所有者に帰属する当期損失は199百万円（前連結会計年度は親会社の所有者に帰属する当期損失34百万円）となりました。

売上収益

**2,589**百万円

(前連結会計年度比 11.1 %増)

営業損失

**59**百万円

(前連結会計年度は36百万円の営業損失)

親会社の所有者に  
帰属する当期損失**199**百万円(前連結会計年度は親会社の所有者に  
帰属する当期損失34百万円)

セグメント別の業績は次のとおりであります。

## ネイル事業

### <主な事業内容>

ネイルサロンの運営

### 売上収益

(単位：百万円)

2,323

2,578

第10期

(2023年3月期)

第11期

(2024年3月期)

### セグメント利益又はセグメント損失 (△) (単位：百万円)

△32

第10期  
(2023年3月期)

△55

第11期  
(2024年3月期)

(店舗数)

ブランド名	地域	2023年 3月末	新規出店	統合・閉店	2024年 3月末
ファストネイル	関東	41 (1)	1	△1	41 (1)
	東海	6	—		6
	関西	5	1		6
	中国	1	—		1
	九州	1	1		2
計		54 (1)	3	△1	56 (1)
ファストネイル・プラス	関東	3	—		3
ファストネイル・ロコ	関東	3	—		3
	東海	1 (1)	1 (1)		2 (2)
	関西	2 (2)	—	△1 (1)	1 (1)
	九州	2 (2)	—		2 (2)
計		8 (5)	1 (1)	△1 (1)	8 (5)
合 計		65 (6)	4 (1)	△2 (1)	67 (6)

(注) ( ) 内はフランチャイズ店舗であり内数であります。

(新規出店、移転・閉店)

年	月	内容
2023	4	ファストネイル ららぽーと門真店 (大阪府門真市) を新規出店 ファストネイル ジアウトレット湘南平塚店 (神奈川県平塚市) を新規出店
	6	ファストネイル ロコ アクロスプラザ富士宮店 (静岡県富士宮市) を新規出店 ファストネイル 大宮店 (さいたま市大宮区) を移転し、駅直結の商業施設内に ファストネイル コクーンシティ さいたま新都心店としてオープン
	7	ファストネイル 博多マルイ店 (福岡市博多区) を新規出店 ファストネイル ロコ 大名店 (福岡市中央区) を移転し、ファストネイル ロコ 志免店 (福岡県糟屋郡) としてオープン
2024	3	ファストネイル 表参道店 (東京都渋谷区) を閉店

(業績)

売上収益は2,578百万円 (前連結会計年度比11.0%増)、セグメント損失は55百万円 (前連結会計年度はセグメント損失32百万円) となりました。

## メディア事業

## &lt;主な事業内容&gt;

ビジョン広告

## 売上収益

(単位：百万円)

(業績)



ネイルサロン内のデジタルサイネージ（モニター）への広告放映や手渡しサンプリングなどのサービスは、ネイルサロンの一部店舗における臨時休業が継続したことにより、ネイルサロン内のデジタルサイネージ広告やサンプリングの受注が低迷しました。

この結果、売上収益は11百万円（前連結会計年度比19.7%増）、セグメント損失は4百万円（前連結会計年度はセグメント損失4百万円）となりました。

## セグメント利益又はセグメント損失 (△) (単位：百万円)



## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、新規出店に伴う店舗の内装工事など、総額50百万円の設備投資を行いました。

## (3) 資金調達の状況

### ① 当座貸越契約

当社は、取引銀行3行との間で貸越極度額合計550百万円の当座貸越契約を締結しております。  
当連結会計年度末において、当該契約に基づく借入はありません。

### ② 金銭消費貸借契約

当社は、取引銀行2行との間で借入極度額合計250百万円の金銭消費貸借契約を締結しております。  
当連結会計年度末において、当該契約に基づく借入の残高は208百万円であります。

### ③ 劣後特約付金銭消費貸借契約

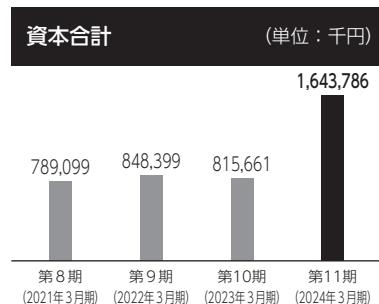
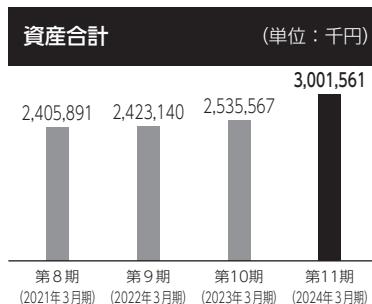
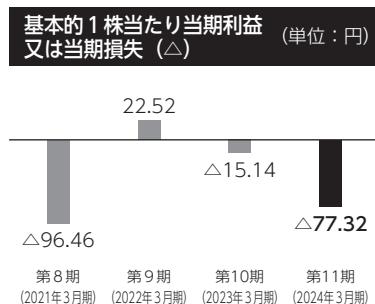
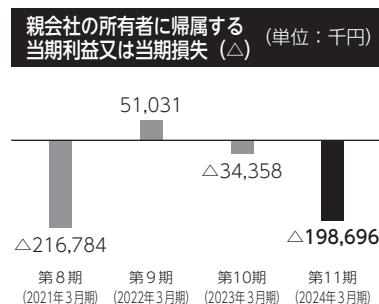
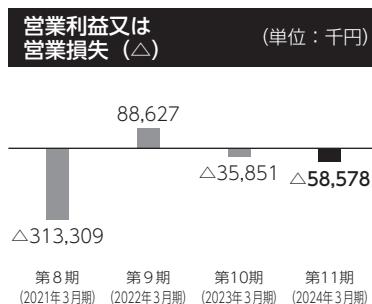
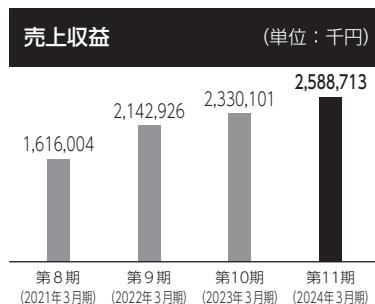
当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により毀損した財務基盤の中長期的な安定を図り、将来の業績拡大を見据えた事業展開を推進するため、2021年3月31日付で株式会社商工組合中央金庫と劣後特約付金銭消費貸借契約を締結し、200百万円の借入を実行しております。

### ④ 株式発行による資金調達

当連結会計年度において、2024年2月7日開催の臨時株主総会決議により、第三者割当による新株式を発行し、2024年2月8日に1,030百万円の資金調達を行いました。

## (4) 財産及び損益の状況

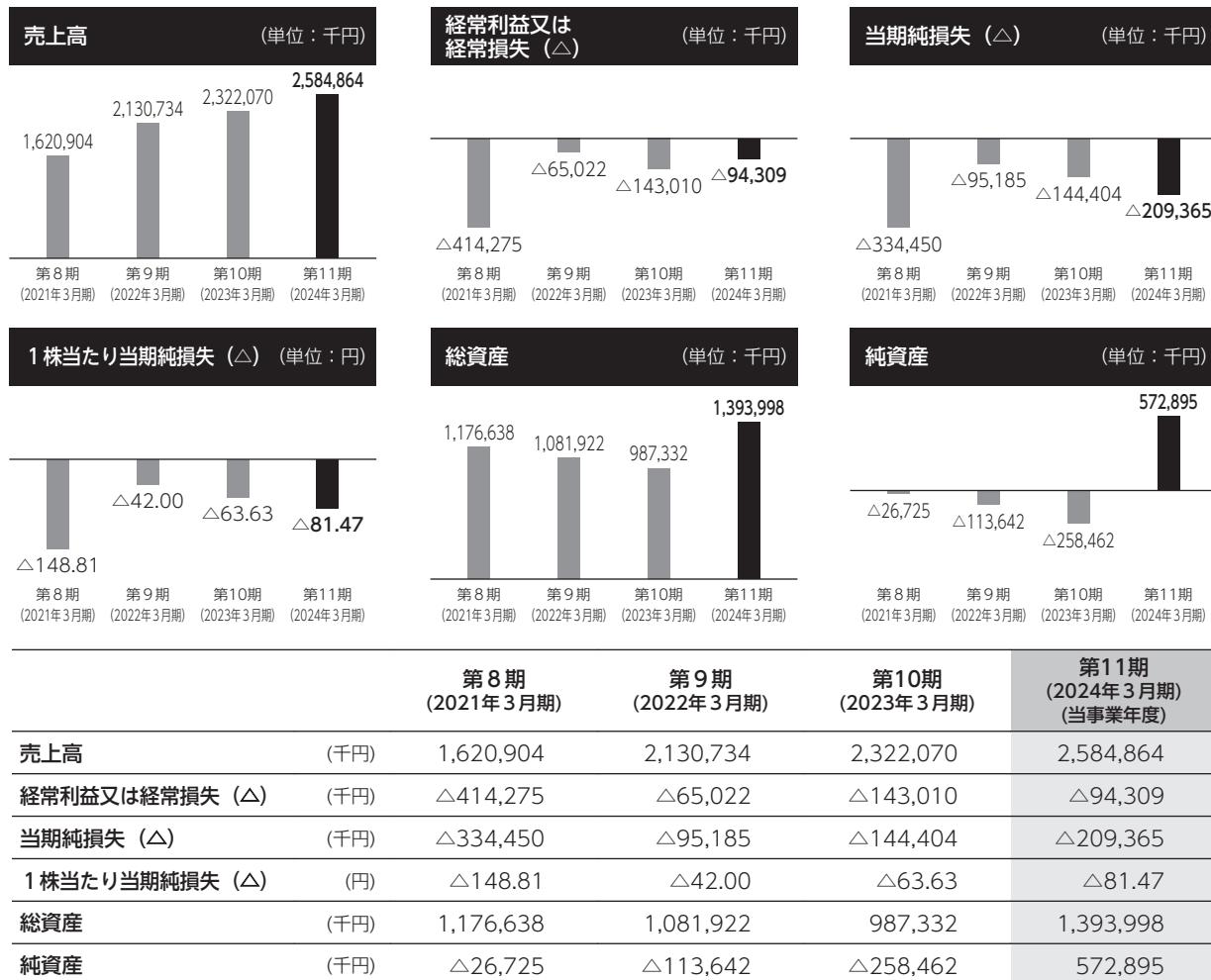
### ① 企業集団の財産及び損益の状況



		第8期 (2021年3月期)	第9期 (2022年3月期)	第10期 (2023年3月期)	第11期 (2024年3月期) (当連結会計年度)
売上収益	(千円)	1,616,004	2,142,926	2,330,101	2,588,713
営業利益又は営業損失 (△)	(千円)	△313,309	88,627	△35,851	△58,578
親会社の所有者に帰属する 当期利益又は当期損失 (△)	(千円)	△216,784	51,031	△34,358	△198,696
基本的1株当たり当期利益 又は当期損失 (△)	(円)	△96.46	22.52	△15.14	△77.32
資産合計	(千円)	2,405,891	2,423,140	2,535,567	3,001,561
資本合計	(千円)	789,099	848,399	815,661	1,643,786

(注) 当社は、国際会計基準 ( I F R S ) に準拠して連結計算書類を作成しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況



(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (5) 対処すべき課題

### ① ネイリストの定着率向上による店舗稼働率の改善

当社グループは、ネイリスト人数の不足による店舗の生産性低下を早急に対処すべき経営課題として認識しております。当年度において、ネイリストの採用及び育成について重点的に投資を行ってまいりました。ネイリストの求人応募数は増加したものの、その後の定着率が当初の想定よりも芳しくありません。ネイリストの定着は教育環境・職場環境の改善が必要であるとの認識のもと、採用後の定着率改善に努めてまいりますが、ある程度の長い期間が必要と思われる。当該改善により人員不足が解消されれば、店舗の座席数を十分に活用出来ると共に予約の一部を断っていた状況が改善し、店舗の生産性向上に資するものと考えております。

また、店舗の老朽化やカスタマーサポート体制が不十分であることが、お客様の満足度低下のみならずネイリストの離職要因にもなっていると想定しています。よって今後は、店舗設備の改修とカスタマーサポート体制への必要な投資も行っていきます。

### ② 基幹システム及び予約システムの改善

本社の業務システムについては、システムを活用した効率的な業務フローが構築・運用されておらず、未だに手作業による非効率な体制となっております。店舗の業務システムにおいては老朽化が進んでおり、店舗のオペレーションが一通り管理できるものではなく、各種KPI管理や業績管理も非効率な運用のままとなっております。そのため、本社及び店舗の基幹システム等のITインフラの構築とDX化を実施していく予定でございます。

また、ネイル事業における新規お客様の集客は、他社広告媒体に依存している状況であるため、2024年1月から3月にかけては新規顧客数の減少に苦戦しました。自社媒体での集客によるお客様獲得単価の減少及び自社集客力の強化を実施する必要があります。そのため、アプリケーションの大規模修繕及びSNSやデジタル広告での情報発信の強化に努めてまいります。

### ③ お客様単価の向上

当社のネイル事業は低価格帯で効率的なオペレーションを強みとしておりますが、高品質で高単価なサービス提案機能が著しく低下している側面がございました。現状の低価格帯のネイル市場の競争環境は激化しており、2024年1月から3月にかけてはお客様の来店単価の低下に苦戦しました。高品質で高単価な提案型サービスの事業モデルを構築していく必要がございます。2024年度においては提案型サービスの運用を開始しており、今後は当該オペレーションの強化と各店舗への展開を進めてまいります。

### ④ 経営基盤の強化

当社は持続的な企業価値向上を目指すにあたり、機動的かつ実行力のある経営体制の構築が必要であると認識しております。当年度において雇用の執行役員制度に加え、委任型の執行役員制度を導入することで、経験豊富な専門家人材を執行役員として登用いたしました。今後は経営意思決定の迅速化を目的とした経営会議体の再設計や必要な経験・スキル・マインドを持つ人材の登用による役員構成の見直し及び中長期的な企業価値向上を目的としたインセンティブの導入等を行っていく予定でございます。

## (6) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ネイル事業	421名 (6)	47名増 (2名増)
メディア事業	3名	1名増
合 計	424名 (6)	48名増 (2名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、1日8時間換算による年間平均人数を ( ) 内に外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
421名 (6)	47名増 (2名増)	27.3才	3年1ヶ月

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、1日8時間換算による年間平均人数を ( ) 内に外数で記載しております。

2. 平均勤続年数は、当社が吸収合併した会社での勤続年数を通算しております。

## (7) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	125,000千円
株式会社商工組合中央金庫	200,000千円
株式会社りそな銀行	83,330千円

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

記載すべき事項はありません。

### ② 子会社の状況

会社名	出資比率	主な事業内容
株式会社femedia	100.0%	ビジョン広告

(注) 株式会社femediaは、2024年2月29日をもって清算終了いたしました。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

## 2 株式に関する事項 (議決権基準日2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,547,240株  
 (2) 発行済株式の総数 4,333,560株 (自己株式111株を含む)

(注) 第三者割当増資及び新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は2,062,000株増加しております。

- (3) 株主数 958名  
 (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (株)	持株比率 (%)
青木剛志	3,130,810	72.24
株式会社SBI証券	164,254	3.79
吉弘和正	106,900	2.46
坂達典	83,500	1.92
川口佑	72,600	1.67
山添麗華	40,300	0.92
原華織	36,100	0.83
山下奈津紀	31,400	0.72
山田浩史	25,000	0.57
トゥエンティファースト株式会社	25,000	0.57

(注) 持株比率は、自己株式(111株)を控除して計算し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
上四元 絢	代表取締役社長	
横山 周平	取締役副社長	経営企画室室長 ネイル事業部管掌
位高 力	取締役	株式会社おいしい厨房 代表取締役
有賀 知哉	取締役	有賀知哉税理士事務所代表 有賀行政書士事務所代表
中川 信男	常勤監査役	
谷口 哲一	監査役	谷口法律事務所代表弁護士 信和株式会社 社外取締役監査等委員
橘 隆造	監査役	合同会社 Corben代表 有限会社橘屋 代表取締役 橘隆造税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役有賀知哉氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役中川信男、監査役谷口哲一、監査役橋隆造は、社外監査役であります。
3. 取締役有賀知哉氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 常勤監査役中川信男氏は、上場会社の財務経理担当取締役経験者であり、財務及び会計の豊富な職務経験を有しております。
5. 監査役谷口哲一氏は、弁護士として、法的視点及び幅広い見識を有するものであります。
6. 監査役橋隆造氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、取締役有賀知哉、常勤監査役中川信男、監査役谷口哲一、監査役橋隆造の各氏を、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社は執行役員制度を導入しております。2024年3月31日現在の執行役員の氏名・地位及び担当は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
半田堯久	執行役員 管理部部長
小池勇輔	執行役員
川口 佑	執行役員
東 大陽	執行役員 人事総務部及び事業推進部管掌

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条及び第37条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該契約により、被保険者が会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害につき、5億円を限度として填補することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた損害は補填の対象としないこととしております。

#### (4) 事業年度中に退任した会社役員

氏名	退任日	事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
澄川恭章	2023年6月28日	辞任	監査役 インテグラル株式会社 CFO&コントローラー
有賀知哉	2023年10月12日	辞任	監査役 有賀知哉税理士事務所代表 有賀行政書士事務所代表
中村衣里	2023年10月12日	辞任	取締役
伊藤章子	2023年10月12日	辞任	取締役 伊藤章子公認会計士事務所代表 ピクシーダストテクノロジーズ株式会社 社外監査役 ペットゴー株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社アイスタイル 社外監査役 合同会社アコット 代表社員

#### (5) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数
	基本報酬	ストックオプション	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	40,550千円 (3,750千円)	— (—)	— (—)	— (—)	9名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	12,350千円 (12,350千円)	— (—)	— (—)	— (—)	5名 (4名)
合計 (うち社外役員)	52,900千円 (16,100千円)	— (—)	— (—)	— (—)	14名 (6名)

(注) 1. 当事業年度末の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。

2. 当事業年度に就任してありました取締役9名及び監査役5名(当事業年度中に任期満了により退任した取締役3名、辞任した取締役2名及び監査役2名を含む。)のうち、取締役1名及び監査役1名については無報酬であります。

3. 当事業年度に係る業績連動報酬等の支給はありません。また、当事業年度において、当社は非金銭報酬等に関する制度を設けておりません。

## ② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりであります。

### a. 基本報酬に関する方針

月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

### b. 業績連動報酬等に関する方針

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

### c. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模又は業種・業態に属する企業を参考として報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬委員会において検討を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

### d. 報酬等の決定の委任に関する方針

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議

#### a. 取締役の金銭報酬

2017年6月28日開催の第4回定時株主総会において、取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益の総額を年額1億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

#### b. 監査役の金銭報酬

2023年6月28日開催の第10回定時株主総会において、監査役の報酬の総額を年額2,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

### ④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任

取締役会は、代表取締役社長上四元純に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適しているためであります。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先及び兼職内容	当社と当該兼職先との関係
取締役	伊藤章子	伊藤章子公認会計士事務所代表 ピクシーダストテクノロジー株式会社 社外監査役 ペットゴー株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社アイスタイル 社外監査役 合同会社アコット 代表社員	特別の関係はありません。
取締役	有賀知哉	有賀知哉税理士事務所代表 有賀行政書士事務所代表	特別の関係はありません。
監査役	谷口哲一	谷口法律事務所代表弁護士 信和株式会社 社外取締役監査等委員	特別の関係はありません。
監査役	橘 隆造	合同会社 Corben代表 有限会社橘屋 代表取締役 橘隆造税理士事務所代表	特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	伊藤 章子	当事業年度において、2023年10月12日辞任までに開催された取締役会9回のうち9回に出席いたしました。 主に公認会計士及び税理士としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に会計・税務に関する専門的な知見や女性の視点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	有賀 知哉	当事業年度において、2023年10月12日辞任までに開催された取締役会8回のうち7回、監査役会4回のうち4回に出席いたしました。 主に税理士としての見地から、積極的に意見を述べており、特に会計・税務に関する専門的な知見から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	有賀 知哉	2023年10月12日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。 主に税理士としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に会計・税務に関する専門的な知見から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
常勤監査役	中川 信男	当事業年度に開催された取締役会29回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。 主に上場会社において重要な役職を歴任した経験を活かし、適宜発言をしております。 また、常勤監査役として書類の閲覧や事業所の往査等を行い、業務及び財産の状況を調査するほか、取締役等の職務執行を監視、検証しております。
監査役	谷口 哲一	当事業年度に開催された取締役会29回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地から適宜発言をしております。
監査役	橘 隆造	2023年10月12日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会7回のうち7回に出席いたしました。 主に公認会計士及び税理士としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に会計・税務に関する専門的な知見から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,154,088</b>
現金及び現金同等物	923,101
営業債権及びその他の債権	151,496
棚卸資産	66,304
その他の流動資産	13,187
<b>非流動資産</b>	<b>1,847,474</b>
有形固定資産	85,769
使用権資産	413,155
のれん	650,260
無形資産	532,740
その他の金融資産	164,697
その他の非流動資産	852
<b>資産合計</b>	<b>3,001,561</b>

科 目	金 額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>686,995</b>
営業債務及びその他の債務	78,183
借入金	50,004
未払法人所得税等	51,183
リース負債	183,494
その他の流動負債	324,131
<b>非流動負債</b>	<b>670,780</b>
借入金	358,326
リース負債	225,078
その他の非流動負債	31,694
引当金	55,682
<b>負債合計</b>	<b>1,357,776</b>
<b>(資本の部)</b>	
親会社の所有者に帰属する持分	<b>1,643,786</b>
資本金	567,526
資本剰余金	514,461
利益剰余金	561,888
自己株式	△89
<b>資本合計</b>	<b>1,643,786</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>3,001,561</b>

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	2,588,713
売 上 原 価	1,609,380
売 上 総 利 益	979,333
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,027,419
そ の 他 の 収 益	2,424
そ の 他 の 費 用	12,916
営 業 損 失	58,578
金 融 収 益	393
金 融 費 用	12,213
税 引 前 損 失	70,399
法 人 所 得 税 費 用	128,297
当 期 損 失	198,696
当 期 損 失 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	198,696
当 期 損 失	198,696

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
<b>流動資産</b>	<b>1,178,536</b>
現金及び預金	923,101
売掛金	158,558
商 品	8,508
原材料及び貯蔵品	59,668
前払費用	23,194
その他	5,506
<b>固定資産</b>	<b>215,462</b>
(有形固定資産)	26,542
建物附属設備	25,170
工具、器具及び備品	1,156
リース資産	216
(無形固定資産)	48,810
商 標 権	2,689
ソフトウエア	46,121
(投資その他の資産)	140,110
敷金及び保証金	140,546
貸倒引当金	△436
<b>資産合計</b>	<b>1,393,998</b>

科 目	金 額
(負債の部)	
<b>流動負債</b>	<b>454,811</b>
買掛金	13,804
1年内返済予定長期借入金	50,004
リース債務	90
未払金	81,140
未払費用	155,928
未払法人税等	51,183
未払消費税等	34,965
前受金	20
預り金	25,275
賞与引当金	42,401
<b>固定負債</b>	<b>366,292</b>
長期借入金	358,326
リース債務	182
長期勤続給付引当金	3,791
その他の	3,993
<b>負債合計</b>	<b>821,103</b>
(純資産の部)	
<b>株主資本</b>	<b>562,833</b>
資本金	567,526
資本剰余金	517,526
資本準備金	517,526
利益剰余金	△522,130
その他利益剰余金	△522,130
繰越利益剰余金	△522,130
自己株式	△89
<b>新株予約権</b>	<b>10,062</b>
<b>純資産合計</b>	<b>572,895</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,393,998</b>

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

## 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,584,864
売上原価	1,608,735
売上総利益	976,130
販売費及び一般管理費	1,044,639
営業損失	68,509
営業外収益	
受取利息及び配当金	180
受取出向料	2,979
受取手数料	613
その他	2,114
営業外費用	
支払利息	8,252
支払報酬	8,050
その他	15,384
経常損失	94,309
特別損失	
固定資産除却損	351
債権放棄損	10,000
税引前当期純損失	104,660
法人税、住民税及び事業税	27,983
法人税等調整額	76,721
当期純損失	209,365

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社コンヴァノ  
取締役会 御中

ゼロス有限責任監査法人  
東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小岩 義行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 慎一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保 泰一郎

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コンヴァノの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社コンヴァノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社コンヴァノ  
取締役会 御中

ゼロス有限責任監査法人  
東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小岩 義行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 慎一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保 泰一郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コンヴァノの2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会 監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び営業店舗の業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役から定期的に事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人ゼロス有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人ゼロス有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月3日

株式会社コンヴァノ 監査役会

常勤監査役 中川信男 ㊞  
(社外監査役)

社外監査役 谷口哲一 ㊞

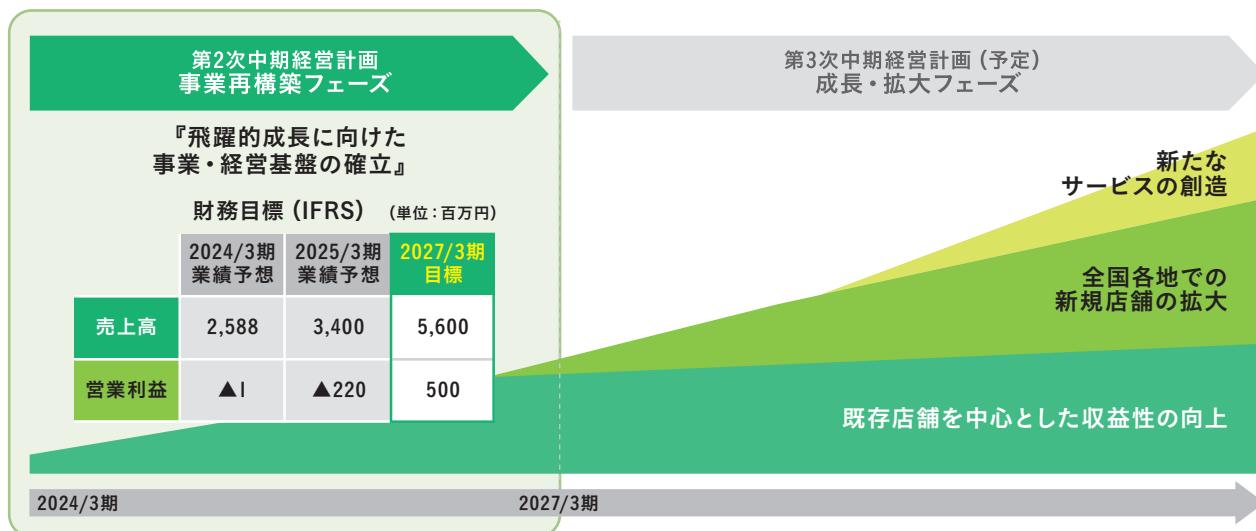
社外監査役 橘隆造 ㊞

以上

## 第2次中期経営計画 ～基本方針と財務目標～

### 2027年3月期までを事業再構築フェーズと宣言し、 将来の成長に向けた積極的な投資を優先。

抜本的なビジネス構造の改革を行い、投資循環モデルを確立するとともに、持続可能な成長を実現するための人材・情報・財務の基盤を整備します。



### 基本方針

#### 成長戦略・投資戦略

- 1店舗あたりの収益性の向上
- 提案型サービスの強化、顧客単価の向上
- CRMへの投資と顧客接点・リピートの改善
- 自社集客での新規顧客獲得体制の構築

#### 人材戦略

- リブランディングの浸透と理念教育の徹底
- 育成システムとキャリア設計の見直し
- 給与制度・インセンティブ制度の改善
- FC人材含め働きがいのある環境作り

#### 経営基盤強化

- 筋肉質な経営管理体制の構築
- DXの推進、ITインフラの再構築
- 業績管理指標の再設定とPDCAの徹底

#### 財務戦略

- 資本政策の実施
- 安定的な財務体質の実現・維持
- 当面の株主還元的最小化

## ネイリストの採用強化・人材戦略の再構築

- 市場の変化、戦略の変化に合わせて人事戦略を抜本的に見直す。
- 採用するだけでなく、「人材の育成・定着」を含む人材戦略を再構築する。

### 採用・環境



- 母集団形成の改善  
(ターゲットの見直し・フロー改善)
- 柔軟な働き方の更なる改善  
(パートタイムや時短勤務など)
- エンゲージメント向上施策の運用

### 教育・配置



- 教育カリキュラムの拡張  
(経験者への最適化含む)
- 研修施設の拡張
- キャリアモデルの可視化

### 評価・報酬



- 給与制度の改善
- コンサル職等の強化・見直し
- インセンティブ制度の導入  
(生産性に応じた評価制度)

## 人材教育の変革

- ✓ トレーニングマニュアルの内容更新
- ✓ スチューデントサロン研修期間の見直し
- ✓ 研修プログラムにスキルチェックを導入
- ✓ 体制強化により同時受け入れが70名まで増加
- ✓ 店長が店舗配属間もない新人の教育を行う  
エデュケーションシフトの増加
- ✓ 入社3ヶ月以内の社員を対象とした、研修帰  
校日オリエンテーションの実施



▲2024年2月に新研修施設を五反田に開設。

同時受け入れ  
キャバを拡大  
50名→70名

## 圧倒的なナンバーワンを 目指すために

～ネイルサロン事業  
再構築の目的と現状、  
将来のビジョンについて～



取締役  
いたか つとむ  
位高 力



代表取締役社長  
かみよつもと あや  
上四元 絢



取締役副社長  
よこやま しゅうへい  
横山 周平

2023年、第2次中期経営計画の策定とともに経営体制を刷新。2027年3月期までを事業再構築フェーズと位置づけ新たな一歩を踏み出したコンヴァノのトップによるスペシャルトーク。上四元 絢(代表取締役社長)、横山 周平(取締役副社長)、位高力(取締役)の3名が、現在までの取り組みと成果、今後のビジョンについて語ります。

### 攻守の戦略を実行できる人材をジョインして ガバナンスの強化とダイナミックな経営判断を両立

—経営層の刷新、組織再編の目的について教えてください。

**上四元:**私は2023年6月に代表取締役社長に就任しました。当社グループが、企業価値向上を目指しながら持続的な成長を実現するためには、抜本的なビジネスモデルの変革を行う必要があり、そのためには、有効に機能する経営体制・運営体制を確立し、

動力・実行力が高く迅速な意思決定が可能な組織に生まれ変わるべきだと考えました。

—現在までの具体的な取り組みと成果について教えてください。

**上四元:**新たに委任型の執行役員制度を導入し、執行役員への権限委譲の拡大を進めています。また、事業、人事、マーケティング、ITをはじめ、攻守の戦略を実行できる人材を社内外から積極的に登用しました。これにより、ガバナンスの強化とダイナミックな経営判断の両立が可能な組織になりつつあります。



**横山:**併せて、新たなアドバイザーを招いて構造改革のタスクフォースチームを編成しました。「FAST NAIL」については競争環境の激化によりレッドオーシャン化した市場ではなく、近年の新規出店戦略から中価格帯のモデルへと重心を移動し、メニューの幅やサービス品質の向上に注力しながら既存店舗の利益の最大化に取り組んでいます。現在は従来と同じ時間内でより価値の高いサービスを提供するために、各店舗でテストオペレーションを繰り返しており、そう遠くないうちに生産性を高める仕組みを構築できると思います。

**上四元:**物価上昇時代において、お客さまは何を買い、何を買わないかを、選別する意識が高くなり、より価値あるものを求めておられます。だからこそ私たちはネイルというサービスの価値を高めていきたいと考えています。ビジネスモデルを抜本的に変革することで、スタッフ一人ひとりのマインドセットをポジティブにし、長く楽しく仕事を続けてもらいたいと思い、従来の価格とサービス品質からの脱却を決断しました。

**横山:**その一方で、人事制度、報酬制度などをゼロベースで見直しています。また、コロナ禍で定着したオンライン面接によってフローも効率化し、採用者数は当初の予定を上回るペースで増えています。

**上四元:**採用者数の増加に伴い、新人スタッフの教育・研修施設も拡充しました。50名のスタッフを同時期に採用しても、1つの拠点で一人ひとりと向き合ってトレーニングを実行できるようプログラムの見直しを図り、お客さまのニーズにお応えできる即戦力のスタッフを短期間で育成することを推進しています。

## 筋肉質な経営体制の構築に向けた人材の配置 ITインフラの整備とDX化の推進に取り組む

—今後のビジョンは？また、実現に向けてどんな取り組みをされますか？

**上四元:**2033年3月期までの長期ビジョンは「1億人の日常を、指先から豊かにする」。目標は、売上150億円を達成し、名実ともにネイル業界をリードする企業になること。1店舗あたりの収益性を国内トップクラスにできる仕組みを構築すること。そして、ネイル業界で働く人たちの暮らしを豊かにすること。この3つです。どれも重要ですが、ネイル業界で働く人たちを経済的・社会的に豊かにして、すべてのスタッフとコンヴァノが共存できる循環モデルをつくることは、この会社でネイリストとしてのキャリアをスタートした私の使命だと考えています。そのための施策としては、筋肉質



な経営体制の構築に向けた人材の配置、ITインフラの整備とDX化の推進が挙げられます。

**位高**:具体的な取り組みとしては3つあります。1つは、店舗業務を一括管理できる業務アプリケーションの構築。顧客管理、販売管理、予約管理を容易にします。2つめは、BI (Business Intelligence: ビジネスインテリジェンス) システムの構築です。BIは企業が保有するさまざまなデータを分析して、ビジネスに活かすためのツールで、店舗のKPIや業績のリアルタイム表示・分析が可能になります。そして3つめが顧客接点の強化で、最優先に考えているのがカスタマーサポート部門の新設です。こうした取り組みによって事業全体のPDCAと個別のPDCAを連動させながら高速で回し、再現性の高い、筋肉質な経営体制を実現させたいと思っています。

**上四元**:いずれも、この業界で突出した存在となるための取り組みです。私自身はビジネス構造の改革を実行し、投資循環モデルの確立が急務であるこのタイミングで舵取りを任されたことにやり



がいを感じており、新たな経営体制のもと、一丸となって邁進すれば素晴らしい未来が待っていると信じています。



## 株主・投資家の皆様のギモンに答えます



中期経営計画で2025年3月期の営業利益がマイナスとなるのは、積極的な成長投資を優先するからの認識ですが、具体的な施策を教えてください

人員補充に係る採用体制の強化や、ITインフラの整備およびDX化に伴うシステムの構築、その他労働環境の改善に向け教育制度や給与制度の見直し、一部店舗の補修改善費等へ投資を進めていく考えております。



従来の価格とサービス品質からの脱却、とのことですが、具体的にどういった形になるのでしょうか？

これまで中～高単価商品の提案力が弱く、低単価・薄利多売のビジネス構造でありました。今後はメニューの幅を広げることで、よりお客さまのニーズに合ったサービスをご提案できるよう強化してまいります。



株主還元についてのお考えを聞かせてください

株主の皆さまに対する還元策について検討を重ねてきましたが、現時点では業績向上等により企業価値を高めることで皆さまの期待にお応えしたいと考えております。

# 株主総会会場ご案内図



## 会場

東京都渋谷区桜丘町22番14号  
N.E.S.ビルS棟 1階

※会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

## アクセス

JR・各線「渋谷」駅 西口より  
徒歩10分

※株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。  
※ご来場に際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



本社所在地：  
東京都渋谷区桜丘町22番14号  
N.E.S.ビルS棟 地下3階